

「最高責任者は私」と憲法破壊の安倍首相

「戦争への歯止め」なくすな!

守れ9条の
平和主義

集団的自衛権行使容認は 「戦争できる」国への道

「戦争法」としての「秘密保護法」を強行した安倍首相は、集団的自衛権行使容認に向けた憲法解釈の変更について「最高責任者は私」、「政府として責任をもって閣議決定し、そのうえで（国会で）議論いただきたい」と発言。しかし、憲法解釈は時の政権が独断で変更できるようなものではありません。

また、これまで平和国家の「国是」としてかかげてきた「武器輸出三原則」をも放棄しようとしています。一連の動きは、「海外で戦争する国」づくりを狙うもので、平和憲法にことごとく反し、憲法9条をないがしろにするものです。



「立憲主義」を無視する暴挙 改憲論者も批判

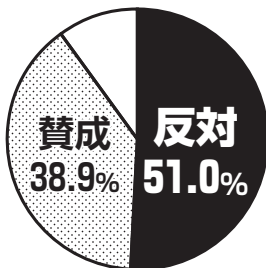
憲法は、国民が権力者を縛るために設けた「権力者との約束事」です。憲法の本質は基本的人権の保障にあり、権利・自由の保障をはかるために国家権力の行使を拘束・制限するものです。集団的自衛権を認めるべきと考える改憲論者の小林節慶応大学教授も、「首相の責任で解禁するなどという発想は、そもそも首相の権限（責任）の範囲を超えており、法の支配、立憲主義を無視する暴挙」と怒っています。

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

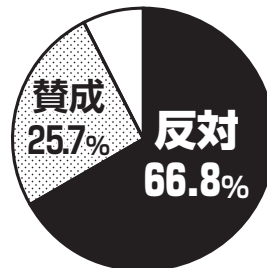
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



集団的自衛権行使に

共同通信社世論調査
(2014年02月26日～28日実施)



「武器輸出三原則」緩和に

憲法を守りいかそう